

# — 平成29年度 事業報告書 —

(一社)九州貸切バス適正化センター

## 1. 巡回指導までの経過

平成 29 年 4 月 19 日	設立総会及び理事会(代表理事:原 重則)
平成 29 年 4 月 28 日	「(一社)九州貸切バス適正化センター」設立
平成 29 年 5 月 30 日	「一般貸切旅客自動車事業適正化事業実施機関」 として指定を受ける
平成 29 年 7 月 3 日	平成 29 年度第 1 回理事会
平成 29 年 7 月 20 日	平成 29 年度第 1 回適正化事業諮問委員会
平成 29 年 8 月 1 日	平成 29 年度負担金の請求書発送(350 件) ＜全事業者より納付完了 —2,247 万円＞
平成 29 年 8 月 23 日	巡回指導開始
平成 30 年 3 月 2 日	平成 29 年度第 3 回理事会
平成 30 年 3 月 14 日	平成 29 年度第 2 回適正化事業諮問委員会
平成 30 年 3 月 31 日	適正化センターの巡回指導件数 56 件の事業計画に 対し、62 件の巡回指導を実施 バス協会（長崎:7 件、熊本:9 件、大分:5 件、 宮崎:6 件を委託） 27 件

## 2. 巡回指導の実施件数

	事業計画(平成 30 年 3 月末日まで)			実績(平成 30 年 3 月末日まで)		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	29	—	29	33	—	33
佐賀	5	—	5	7	—	7
長崎	2	7	9	2	7	9
熊本	2	9	11	2	9	11
大分	2	5	7	2	5	7
宮崎	2	6	8	2	6	8
鹿児島	14	—	14	14	—	14
合計	56	27	83	62	27	89

## 3. 巡回指導の主な違反内容

違反内容	指摘件数
点呼の実施及び記録、保存	58
運行指示書の作成、指示、携行、保存	51
乗務員台帳の作成、保存	31
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	29
特定の運転者に対する特別な指導	26
乗務等(運転日報)の記録、保存	25
運送引受書の作成、交付、保存	19
運行記録計による記録、保存	18
届出運賃の適正な收受(※1)	16

※1 引受書に上限及び下限を記載していないものを含む

## 4. 運輸局との連携

○毎月、センターと運輸局との連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。

○運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。